

特別活動(中学校)

特別活動の指導計画の作成に当たっての配慮事項は何か。

1 特別活動の指導計画について

指導計画の作成については、「特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成」について明確に示した。

学習指導要領解説の各活動・学校行事の項目ごとに指導計画の詳細が説明されている。

指導計画作成に当たっては、「各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」を加えた。

2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

特別活動の全体計画や年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章の第3の1の(1)で次のように示している。

特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、**各教科、道徳、及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る**とともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

関連を図ることを強調した。

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成される。その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。

したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

教師の共通理解、協力体制、重点目標、特別活動の授業時数、設置する校内組織、実施する学校行事の明確化、生徒の実態把握、生徒発達の段階や特性を生かすこと・・・が大切

特別活動の全体計画に示す内容には、例えば、次のようなものが考えられる。

- 特別活動の重点目標
- 学級活動、生徒会活動、学校行事の目標
- 学級活動、生徒会活動、学校行事の全体的内容
- 特別活動に充てる授業時数や設置する校内組織(校務分掌)
- 学級活動に充てる授業時数
- 各教科等との関連
- 評価 など

教育課程には位置付けられていないが、教育的意義が大きく特別活動と関連が深い朝の会や帰りの会、日常に行われている清掃や日直などの当番の活動、さらに、放課後等に生徒の自主的、実践的な活動として行われる部活動などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切である。

箇条書きにするとより分かりやすい。

- ① 学校の創意工夫を生かすこと
- ② 学校の実態や生徒の発達段階などを考慮すること
- ③ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること
- ④ 各教科、道徳及び総合的な学習の時間との関連を図ること
- ⑤ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること

特別活動の全体計画に基づいて、年間を通じた学級活動、生徒会活動、学校行事ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものが、「**各活動・学校行事の年間指導計画**」である。

3 特別活動の授業時数

特別活動に充てる授業時数については、学校教育法施行規則第73条別表第2に示されているが、学習指導要領第1章の第3において、次のように示している。

- 1 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上におわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- 2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

学級活動においては、年間35週以上におわたって行うことを基本とする。つまり毎週ということ。

「ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、～これらの授業を特定の期間に行うことができる。」という記述があるが、実際に行う場合、学校管理規則に照らし合わせ、授業日を設定できるのか否かについて、学校の設置者である教育委員会と十分に検討をする必要がある。

各学校においては、これらの規定に基づいて、学校や生徒などの実態を考慮し、学級活動以外の特別活動の授業時数を配当することになる。実際には、年間の授業に充て得る総授業時数から各教科等別に示された時数を除いた中から配当することとなる。具体的には、学習指導要領解説の第3章において〔生徒会活動〕、〔学校行事〕について示していることを踏まえ、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして、全体計画を作成することとする。

4 ガイダンスの機能を充実する

指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(3)は次のように示している。

- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるように工夫すること。

ガイダンスの機能を充実を図るために、「特に、中学校入学当初において～工夫すること。」を加えた。

ガイダンスの機能を充実は、「総則」の第4の2の(5)で、「生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能を充実を図ること」と示しているように、生徒が自己の現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を図る学校全体の取組である。

特に、生徒指導や進路指導にかかわって、生徒のよりよい適応や成長、進路等の選択にかかわる、集団場面を中心とする指導・援助であり、生徒一人一人の可能性を最大限に開発しようとするものである。

具体的には、生徒の学級・学校生活への適応や好ましい人間関係の形成、学業や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、学校が計画的、組織的に行う情報提供や案内、説明及びそれらに基づいて行われる学習や活動などである。

ガイダンスの機能を充実するための工夫とは、ガイダンスの個々の活動について、ねらいをもち、その実現のために、これまでよりも適時に、適切な場や機会を設け、よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることであり、また、そのための指導計画を立て、教師の共通理解と協力により、その効果を高めるようにするということである。